

○特別避難階段の付室に設ける外気に向かつて開けることのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件（昭和四十四年五月一日建設省告示第七百二十八号）

○非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける外気に向かつて開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件（昭和四十五年十二月二十八日建設省告示第八百三十三号）

（傍線部分は改正部分）

特別避難階段の付室		非常用エレベーターの乗降ロビー	
改正案	現行	改正案	現行
<p>特別避難階段の付室に設ける外気に向かつて開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十三条第三項第一号の規定に基づき、特別避難階段の付室に設ける外気に向かつて開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を次のように定める。</p>	<p>特別避難階段の付室に設ける外気に向かつて開けることのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十三条第三項第一号の規定に基づき、特別避難階段の付室に設ける外気に向かつて開けることのできる窓及び排煙設備の構造方法を次のように定める。</p>	<p>非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける外気に向かつて開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の十三の三第三項第二号の規定に基づき、非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける外気に向かつて開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を次のように定める。</p>	<p>非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける外気に向かつて開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の十三の三第三項第二号の規定に基づき、非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける外気に向かつて開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を次のように定める。</p>

四 前号の自動開放装置のうち手で操作する部分は、**付室**内の壁面の床面から〇・八メートル以上一・五メートル以下の高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を示す標識を設けること。

第二 排煙設備にあつては、**次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するものとする。**

一 **最上部を直接外気に開放する**

四 前号の自動開放装置のうち手で操作する部分は、**附室**内の壁面の床面から〇・八メートル以上一・五メートル以下の高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を示す標識を設けること。

第二 排煙設備にあつては**平成十二年建設省告示第千四百三十七号第一若しくは第二に掲げる基準に適合するものを用いるもの又は次に掲げる基準に適合するものとする。**

難階段の**付室**の用に供する乗降ロビー（以下「**付室**」と兼用する乗降ロビー」という。）にあつては、三平方メートル以上とし、当該窓のうち常時閉鎖されている部分の開放は自動開放装置により行なうものとすること。

四 前号の自動開放装置のうち手で操作する部分は、乗降ロビー内の壁面の床面から〇・八メートル以上一・五メートル以下の高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を示す標識を設けること。

第二 排煙設備にあつては、**次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するものとする。**

一 **最上部を直接外気に開放する**

ては、三平方メートル以上とし、当該窓のうち常時閉鎖されている部分の開放は自動開放装置により行なうものとすること。

四 前号の自動開放装置のうち、手で操作する部分は、乗降ロビー内の壁面の床面から〇・八メートル以上一・五メートル以下の高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を示す標識を設けること。

第二 排煙設備にあつては、**平成十二年建設省告示第千四百三十七号に定める構造方法を用いるか、又は次に掲げる基準に適合するものとする。**

排煙風道による排煙設備 次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 排煙設備の排煙口、排煙風道、給気口、給気風道その他排煙時に煙に接する排煙設備の部分は、不燃材料で造ること。

ロ 排煙口は、開口面積を四平方メートル以上とし、第一第二号の例により設け、かつ、排煙風道に直結すること。

一 排煙設備の排煙口、排煙風道、給気口、給気風道、その他排煙時に煙に接する排煙設備の部分は、不燃材料で造ること。

二 排煙口は、開口面積を四平方メートル以上とし、第一第二号の例により設け、かつ、排煙風道に直結すること。

排煙風道による排煙設備 次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 排煙設備の排煙口、排煙風道、給気口、給気風道その他排煙時に煙に接する排煙設備の部分は、不燃材料で造ること。

ロ 排煙口は、開口面積を四平方メートル（付室）と兼用する乗降ロビーにあつては、六平方メートル）以上とし、第一第二号の例により設け、かつ、排煙風道に直結すること。

一 排煙設備の排煙口、排煙風道、給気口、給気風道その他煙に接する部分は、不燃材料で造ること。

二 排煙口は、開口面積を四平方メートル（附室）と兼用する乗降ロビーにあつては、六平方メートル（附室）以上とし、第一第二号の例により設け、かつ、直接外気に接する場合を除き、排煙風道と直結すること。ただし、一秒間につき四立方メートル（附室）と兼用する乗降ロビーにあつては、六立方メートル）以上の排出能力を有し、かつ、排煙口の一の開放に伴い自動的に作動を開始する構造の排煙機を設けた場合には、開口面積に関する部

ハ 排煙口には、第一第四号の例により手動開放装置を設けること。

二 排煙口は、前号の手動開放装置、煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有すること。

ホ 排煙風道は、内部の断面積を六平方メートル以上とし、鉛直に設けること。

三 排煙口には、第一第四号の例により手動開放装置を設けること。

四 排煙口は、前号の手動開放装置、煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有すること。

五 排煙風道は、内部の断面積を六平方メートル以上とし、鉛直に設け、かつ、その最上部は直接外気に開放すること。

ハ 排煙口には、第一第四号の例により手動開放装置を設けること。

二 排煙口は、前号の手動開放装置、煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有すること。

ホ 排煙風道は、内部の断面積を六平方メートル（付室と兼用する乗降ロビーにあつては、九平方メートル）以上とし、鉛直に設けること。

三 排煙口は、第一第四号の例により手動開放装置を設けること。

四 排煙口は、前号の手動開放装置、煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有すること。

五 排煙風道は、内部の断面積を六平方メートル（附室と兼用する乗降ロビーにあつては、九平方メートル）以上とし、かつ、その最上部は直接外気に開放すること。ただし、第二号ただし

分については、この限りでない

給気口は、開口面積を一平方メートル以上とし、付室の

床又は壁の下部（床面からの高さが天井の高さの二分の一未満の部分を用いる。）に設け、かつ、内部の断面積が二平方メートル以上で直接外気に通ずる給気風道に直結すること。

六 一秒間につき四立方メートル

以上の排出能力を有し、かつ、排煙口の一の開放に伴い、自動的に作動を開始する構造の排煙機を設けた場合には、第二号中開口面積に関する部分及び第五号によらないことができる。

七 給気口は、開口面積を一平方

メートル以上とし、付室の床又は「壁の下部」（床面からの高さが天井の高さの二分の一未満の部分を用いる。）に設け、かつ、内部の断面積が二平方メートル以上で直接外気に通ずる給気風道に直結すること。

給気口は、開口面積を一平方

メートル（付室と兼用する乗降ロビーにあつては、一・五平方メートル）以上とし、乗降ロビーの床又は壁の下部（床面からの高さが天井の高さの二分の一未満の部分を用いる。）に設け、かつ、内部の断面積が二平方メートル（付室と兼用する乗降ロビーにあつては、三平方メートル）以上で直接外気に通ずる給気風道に直結すること。

書に該当する場合には、この限りでない。

六 給気口は、開口面積を一平方

メートル（付室と兼用する乗降ロビーにあつては、一・五平方メートル）以上とし、乗降ロビーの床又は壁の下部（床面からの高さが天井の高さの二分の一未満の部分を用いる。）に設け、かつ、内部の断面積が二平方メートル（付室と兼用する乗降ロビーにあつては、三平方メートル）以上で直接外気に通ずる給気風道に直結すること。

ト 電源、電気配線及び電線については、昭和四十五年建設省告示第千八百二十九号の規定に適合するものであること。

八 電源を必要とする排煙設備には、常用の電源が断たれた場合に自動的に切り替えられて接続される予備電源（自動充電装置又は時限充電装置を有する蓄電池（充電を行なうことなく三十分間継続して排煙設備を作動させることのできる容量を有し、かつ、開放型の蓄電池にあつては、減液警報装置を有するものに限る。））、家用発電装置その他これらに類するもの）を設けること。

九 排煙設備に設ける電気配線は、耐火構造の主要構造部に埋設した配線、次のイからニまでの一に該当する配線、又はこれと同等以上の防火措置を講じたものとする。

イ 下地を不燃材料で造り、かつ、仕上げを不燃材料とした天井の裏面に鋼製電線管を用

ト 電源、電気配線及び電線については、昭和四十五年建設省告示第千八百二十九号の規定に適合するものであること。

七 電源を必要とする排煙設備には、常用の電源が断たれた場合に、自動的に切り替えられて接続される予備電源を設けること。

八 前号の予備電源は、自動充電装置又は時限充電装置を有する蓄電池（充電を行なうことなく三十分間継続して排煙設備を作動させることのできる容量を有し、かつ、開放型の蓄電池にあつては、減液警報装置を有するものに限る。））、家用発電装置その他これらに類するものとする。

九 排煙設備の電気配線は、耐火構造の主要構造部に埋設した配線、次のイからニまでの一に該当する配線又はこれらと同等以上の防火措置を講じたものとする。

イ 下地を不燃材料で造り、か

いて行なう配線

ロ 耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画されたダクトスペースその他これに類する部分に行なう配線

ハ 裸導体バスダクト又は耐火バスダクトを用いて行なう配線

ニ M Iケーブルを用いて行なう配線

十 排煙設備に用いる電線は、六百ボルト二種ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の耐熱性を有するものを用いること。

チ イからトまでに定めるもののほか、火災時に生ずる煙を特別避難階段の付室から有効

十一 排煙設備は、前各号に定めるほか、火災時に生ずる煙を特別避難階段の附室から有効に排

つ、仕上げを不燃材料でした天井の裏面に鋼製電線管を用いて行なう配線

ロ 耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画されたダクトスペースその他これに類する部分に行なう配線

ハ 裸導体バスダクト又は耐火バスダクトを用いて行なう配線

ニ M Iケーブルを用いて行なう配線

十 排煙設備に用いる電線は、六百ボルト第二種ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の耐熱性を有するものを用いること。

チ イからトまでに定めるもののほか、火災時に生ずる煙を非常用エレベーターの乗降ロ

十一 排煙設備は、前各号に定めるほか、火災時に生ずる煙を非常用エレベーターの乗降ロビ

に排出することができるもの
とすること。

二 排煙機による排煙設備 次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 第一号イ、ハ、ニ及びへに掲げる基準に適合すること。

ロ 排煙口は、第一第二号の例により設け、かつ、排煙風道に直結すること。

ハ 排煙機は、一秒間につき四立方メートル以上の空気を排出する能力を有し、かつ、排煙口の一の開放に伴い、自動的に作動するものとすること。

二 排煙機による排煙設備については、昭和四十五年建設省告示第千八百二十九号の規定

出することができるものとする
こと。

二 排煙機による排煙設備 次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 第一号イ、ハ、ニ及びへに掲げる基準に適合すること。

ロ 排煙口は、第一第二号の例により設け、かつ、排煙風道に直結すること。

ハ 排煙機は、一秒間につき四立方メートル（付室と兼用する乗降ロビーにあつては、六立方メートル）以上の空気を排出する能力を有し、かつ、排煙口の一の開放に伴い、自動的に作動するものとすること。

二 排煙機による排煙設備については、昭和四十五年建設省告示第千八百二十九号の規定

ビーから有効に排出することが
できるものとすること。

から有効に排出することができ
るものとすること。

に適合するものであること。

ホ イから二までに定めるもののほか、火災時に生ずる煙を特別避難階段の付室から有効に排出することができるものとすること。

三 建築基準法施行令（昭和二十

五年政令第三百三十八号。以下

「令」という。）第二百二十六条の三第二項に規定する送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備 次のイ及びロに適合するものとする。

イ 平成十二年建設省告示第千四百三十七号第一若しくは第二に掲げる基準に適合するものであること。

ロ イに定めるもののほか、火災時に生ずる煙を特別避難階段の付室から有効に排出することができるものとすること。

に適合するものであること。

ホ イから二までに定めるもののほか、火災時に生ずる煙を非常用エレベーターの乗降ロビーから有効に排出することができるものとすること。

三 令第二百二十六条の三第二項に

規定する送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備 次のイ及びロに適合するものとする。

イ 平成十二年建設省告示第千四百三十七号第一若しくは第二に掲げる基準に適合するものであること。

ロ イに定めるもののほか、火災時に生ずる煙を非常用エレベーターの乗降ロビーから有効に排出することができるも

。

四 付室を加圧するための送風機を設けた排煙設備 次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 付室にあつては、次に掲げる基準に適合する構造であること。

(1) 排煙設備の給気口、給気風道その他排煙時に煙に接する排煙設備の部分は、不燃材料で造ること。

(2) 給気口は、次に掲げる基準に適合する構造であること。

(i) 手動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置によつて開放されるものであること。

(ii) 給気風道に直結すること。

のとすること。

四 乗降ロビーを加圧するための送風機を設けた排煙設備 次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 乗降ロビーにあつては、次に掲げる基準に適合する構造であること。

(1) 排煙設備の給気口、給気風道その他排煙時に煙に接する排煙設備の部分は、不燃材料で造ること。

(2) 給気口は、次に掲げる基準に適合する構造であること。

(i) 手動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置によつて開放されるものであること。

(ii) 給気風道に直結すること。

- (iii) 開放時に給気に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有するものであること。
- (3) 給気風道は、煙を屋内に取り込まない構造であること。
- (4) (2)の給気口には、加圧のための送風機（以下「送風機」という。）が設けられていること。
- (5) 送風機の構造は、給気口の一の開放に伴い、自動的に作動するものであること。
- ロ 付室は、次の(1)から(6)までに該当する空気逃し口を設けている隣接室（付室と連絡する室のうち階段室以外の室をいう。以下同じ。）又は一般

- (iii) 開放時に給気に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有するものであること。
- (3) 給気風道は、煙を屋内に取り込まない構造であること。
- (4) (2)の給気口には、加圧のための送風機（以下「送風機」という。）が設けられていること。
- (5) 送風機の構造は、給気口の一の開放に伴い、自動的に作動するものであること。
- ロ 乗降ロビーは、次の(1)から(6)までに該当する空気逃し口を設けている隣接室（乗降ロビーと連絡する室をいう。以下同じ。）又は一般室（隣接

- 室（隣接室と連絡する室のうち付室以外の室をいう。以下同じ。）と連絡する隣接室と連絡しているものであること。
- (1) イ(2)の給気口の開放に伴って開放されるものであること。
- (2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに該当するものであること。
- (i) 直接外気に接するものであること。
- (ii) 厚さが〇・一五センチメートル以上の鉄板及び厚さが二・五センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造られており、かつ、常時開放されている排煙風道と直結するものであること。
- (3) 次の(i)及び(ii)に該当する

- 室と連絡する室のうち乗降口以外以外の室をいう。以下同じ。）と連絡する隣接室と連絡しているものであること。
- (1) イ(2)の給気口の開放に伴って開放されるものであること。
- (2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに該当するものであること。
- (i) 直接外気に接するものであること。
- (ii) 厚さが〇・一五センチメートル以上の鉄板及び厚さが二・五センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造られており、かつ、常時開放されている排煙風道と直結するものであること。
- (3) 次の(i)及び(ii)に該当する

構造の戸その他これに類するものを設けること。

(i) (3)の規定により開放された場合を除き閉鎖状態を保持すること。ただし、当該空気逃し口に直結する排煙風道が、他の排煙口その他これに類するものに直結する風道と接続しない場合にあつては、この限りでない。

(ii) 開放時に生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造であること。

(4) 不燃材料で造られていること。

(5) 開口面積（単位 平方メートル）が、次の式で定める必要開口面積以上であること。ただし、必要開口面積の値が〇以下となる場合はこの限りでない。

構造の戸その他これに類するものを設けること。

(i) (3)の規定により開放された場合を除き閉鎖状態を保持すること。ただし、当該空気逃し口に直結する排煙風道が、他の排煙口その他これに類するものに直結する風道と接続しない場合にあつては、この限りでない。

(ii) 開放時に生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造であること。

(4) 不燃材料で造られていること。

(5) 開口面積（単位 平方メートル）が、次の式で定める必要開口面積以上であること。ただし、必要開口面積の値が〇以下となる場合はこの限りでない。

$$A_p = \frac{VH - V_e}{7}$$

この式において A_p 、 V 、 H 及び V_e は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_p 必要開口面積 (単位
平方メートル)

V 付室と隣接室を連絡する開口部 (以下「遮煙開口部」という。) を通過する排出風速 (単位
メートル毎秒)

H 遮煙開口部の開口高さ (単位
メートル)

V_e 当該空気逃し口からの水平距離が三十メートル以下となるように設けられた排煙機のうち、令第百二十六条の三第一項第七号の規定に適合するもので、かつ、開放されている排煙風道に直結する排煙機の排出能力

$$A_p = \frac{VH - V_e}{7}$$

この式において A_p 、 V 、 H 及び V_e は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_p 必要開口面積 (単位
平方メートル)

V 付室と隣接室を連絡する開口部 (以下「遮煙開口部」という。) を通過する排出風速 (単位
メートル毎秒)

H 遮煙開口部の開口高さ (単位
メートル)

V_e 当該空気逃し口からの水平距離が三十メートル以下となるように設けられた排煙機のうち、令第百二十六条の三第一項第七号の規定に適合するもので、かつ、開放されている排煙風道に直結する排煙機の排出能力

(単位 一秒につき立方メートル)

(6) 電源、電気配線及び電線については、昭和四十五年建設省告示第千八百二十九号の規定に適合するものであること。

ハ 遮煙開口部にあつては、次の(1)及び(2)に定める基準に適合する構造であること。

(1) 次の(i)から(iii)までの区分に応じ、当該(i)から(iii)までに掲げる基準に適合するものであること。

(i) 隣接室が、令第一百五十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備(以下「準耐火構造の床等」という。)で区画され、令第二百二十九条の二第二

(単位 一秒につき立方メートル)

(6) 電源、電気配線及び電線については、昭和四十五年建設省告示第千八百二十九号の規定に適合するものであること。

ハ 遮煙開口部にあつては、次の(1)及び(2)に定める基準に適合する構造であること。

(1) 次の(i)から(iii)までの区分に応じ、当該(i)から(iii)までに掲げる基準に適合するものであること。

(i) 隣接室が、令第一百五十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備(以下「準耐火構造の床等」という。)で区画され、令第二百二十九条の二第二

項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（以下「火災の発生のおそれの少ない室」という。）である場合、遮煙開口部における排出風速（単位：一秒につきメートル）が、当該遮煙開口部の開口幅を四十センチメートルとしたときに次の式で定める必要排出風速以上であること。

$$V = 2.7\sqrt{H}$$

この式において、 V 及び H は、次の数値を表すものとする（以下同じ）。

V 必要排出風速（単位：メートル毎秒）

H 遮煙開口部の開口高さ（単位：メートル）

項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（以下「火災の発生のおそれの少ない室」という。）である場合、遮煙開口部における排出風速（単位：一秒につきメートル）が、当該遮煙開口部の開口幅を四十センチメートルとしたときに次の式で定める必要排出風速以上であること。

$$V = 2.7\sqrt{H}$$

この式において、 V 及び H は、次の数値を表すものとする（以下同じ）。

V 必要排出風速（単位：メートル毎秒）

H 遮煙開口部の開口高さ（単位：メートル）

(ii) 隣接室が、準耐火構造の床等で区画されておらず、火災の発生のおそれの少ない室である場合
遮煙開口部における排出風速（単位：メートル毎秒）が、当該遮煙開口部の開口幅を四十センチメートルとしたときに次の式で定める必要排出風速以上であること。

$$V = 33\sqrt{H}$$

(iii) 隣接室が火災の発生のおそれの少ない室以外の室である場合、遮煙開口部における排出風速（単位：一秒につきメートル）が、当該遮煙開口部の開口幅を四十センチメートルとしたときに次の式で定める必要排出風速以

(ii) 隣接室が、準耐火構造の床等で区画されておらず、火災の発生のおそれの少ない室である場合
遮煙開口部における排出風速（単位：メートル毎秒）が、当該遮煙開口部の開口幅を四十センチメートルとしたときに次の式で定める必要排出風速以上であること。

$$V = 33\sqrt{H}$$

(iii) 隣接室が火災の発生のおそれの少ない室以外の室である場合、遮煙開口部における排出風速（単位：一秒につきメートル）が、当該遮煙開口部の開口幅を四十センチメートルとしたときに次の式で定める必要排出風速以

上であること。

$$V = 3.8\sqrt{H}$$

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

(i) 次の(イ)及び(ロ)に適合するものであること。

(イ) 遮煙開口部にガラリその他の圧力調整装置が設けられていること。
ただし、遮煙開口部に近接する部分に(ロ)に規定する必要開口面積以上の開口面積を有する圧力調整ダンパーその他これに類するものが設けられている場合においては、この限りでない。

(ロ) (イ)の圧力調整装置の開口部の開口面積が次

上であること。

$$V = 3.8\sqrt{H}$$

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

(i) 次の(イ)及び(ロ)に適合するものであること。

(イ) 遮煙開口部にガラリその他の圧力調整装置が設けられていること。
ただし、遮煙開口部に近接する部分に(ロ)に規定する必要開口面積以上の開口面積を有する圧力調整ダンパーその他これに類するものが設けられている場合においては、この限りでない。

(ロ) (イ)の圧力調整装置の開口部の開口面積が次

の式で定める必要開口面積以上であること。

$$A_{\text{dmp}} = 0.04VH$$

この式において A_{dmp} 、 V 及び H は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_{dmp} 必要開口面積 (単位 平方メートル)

V 遮煙開口部を通過する排出風速 (単位 メートル毎秒)

H 遮煙開口部の開口高さ (単位 メートル)

(ii) 遮煙開口部に設けられた戸が、イ(4)の送風機を動作させた状態で、百ニメートル以下の力で開放することができるものであること。

ニ 電源、電気配線及び電線に

の式で定める必要開口面積以上であること。

$$A_{\text{dmp}} = 0.04VH$$

この式において A_{dmp} 、 V 及び H は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_{dmp} 必要開口面積 (単位 平方メートル)

V 遮煙開口部を通過する排出風速 (単位 メートル毎秒)

H 遮煙開口部の開口高さ (単位 メートル)

(ii) 遮煙開口部に設けられた戸が、イ(4)の送風機を動作させた状態で、百ニメートル以下の力で開放することができるものであること。

ニ 電源、電気配線及び電線に

については、昭和四十五年建設省告示第千八百二十九号の規定に適合するものであること。

ホ イからニまでに定めるもののほか、火災時に生ずる煙が特別避難階段の付室に侵入することを有効に防止することができるものとする。

については、昭和四十五年建設省告示第千八百二十九号の規定に適合するものであること。

ホ イからニまでに定めるもののほか、火災時に生ずる煙が非常用エレベーターの乗降ロビーに侵入することを有効に防止することができるものとする。